

「所得税雑損控除・災害減免法等について」

令和6年能登半島地震災害により
被災された方についての
所得税等に関する税制上の措置について

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

| | 税制上の措置 | 概要 |
|---|----------------------|---|
| 1 | 申告・納付等の期限延長 | 申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。 |
| 2 | 所得税等の軽減又は免除 | 住宅や家財などに損害を受けた方は、所得税等の軽減又は免除を受けることができます。 |
| 3 | 源泉所得税等の徴収猶予・還付 | 上記2に該当する方は、給与・公的年金・報酬料金に係る源泉所得税等の徴収猶予や還付を受けることができます。 |
| 4 | 住宅借入金等特別控除等の特例 | 居住の用に供することができなくなった住宅用家屋についても、引き続き、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 |
| 5 | 財産形成住宅(年金)貯蓄の利子等の非課税 | 一定の被害を受けたことなどにより、払出しを受ける方は、その払出しに係る利子等は課税されません。 |
| 6 | 予定納税額の減額 | 所轄税務署から予定納税額を通知された方は、予定納税額の減額を申請することができます。 |
| 7 | 納税の猶予 | 財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方は、納税の猶予を受けることができます。 |

【所得税以外の税制上の措置】

| | |
|--|--|
| 自動車が廃車となった場合の自動車重量税の還付 | 『令和6年能登半島地震により自動車に被害を受けられた方へ(自動車重量税関係)』をご参照ください。 |
| 被害を受けた方が作成する「消費貸借契約書」(金銭借用証書)、「不動産譲渡契約書」、「建設工事請負契約書」の印紙税の非課税 | 『令和6年能登半島地震により被害を受けられた方が作成する契約書等に係る印紙税の非課税措置について』をご参照ください。 |

1. 申告・納付等の期限延長

能登半島地震により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。

これには、**地域指定による延長**と**個別の申請による延長**があります。

① 地域指定による延長

石川県、富山県に納税地を有する方は、令和6年1月1日以降に到来する全ての国税の申告・納付等の期限が延長されています（お手続きは必要ありません。）。

なお、延長後の期限は、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

（注） 令和5年分の所得税等、個人事業者の消費税及び地方消費税などの申告・納付期限が延長されています。

② 個別の申請による延長

上記①以外の地域に納税地を有する方についても、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出することにより、災害がやんだ日（注）から2か月以内の範囲で申告・納付等の期限が延長されます。

（注） 「災害がやんだ日」とは、申告・納付等をするのに差し支えないと認められる程度の状態になった日をいいます。

個別の申請による延長を受ける場合も、状況が落ち着き次第、税務署等にご相談ください。

2. 所得税等の軽減又は免除

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税等の軽減又は免除を受けられる場合があります。

なお、能登半島地震により被害を受けた方については、令和5年分又は令和6年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

| | 所得税法（雑損控除） | 災害減免法（税金の軽減免除） | | | | | | | | |
|---------------------|---|--|----------|----------|---------|------|-------------------|---------|---------------------|---------|
| 対象となる資産の範囲等 | 生活に通常必要な資産 ^(注1) | 住宅又は家財の損失額 ^(注2) が、その価額の2分の1以上である場合 | | | | | | | | |
| 控除額の計算又は所得税等の軽減額 | <p>控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額です。</p> <p>① 損失額^(注2) – 所得金額の10分の1</p> <p>② 損失額^(注2) のうち 災害関連支出の金額^(注3) – 5万円</p> | <p>軽減額等は次のとおりです。</p> <table border="1"><thead><tr><th>その年の所得金額</th><th>所得税等の軽減額</th></tr></thead><tbody><tr><td>500万円以下</td><td>全額免除</td></tr><tr><td>500万円超 750万円以下</td><td>2分の1の軽減</td></tr><tr><td>750万円超 1,000万円以下</td><td>4分の1の軽減</td></tr></tbody></table> | その年の所得金額 | 所得税等の軽減額 | 500万円以下 | 全額免除 | 500万円超 750万円以下 | 2分の1の軽減 | 750万円超 1,000万円以下 | 4分の1の軽減 |
| その年の所得金額 | 所得税等の軽減額 | | | | | | | | | |
| 500万円以下 | 全額免除 | | | | | | | | | |
| 500万円超 750万円以下 | 2分の1の軽減 | | | | | | | | | |
| 750万円超 1,000万円以下 | 4分の1の軽減 | | | | | | | | | |

(注) 1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損控除の対象にはなりません。

なお、生活に通常必要でない資産とは、別荘等の主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨とう等をいいます。

2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。

3 「災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。

| | 所得税法（雑損控除） | 災害減免法（税金の軽減免除） |
|------|---|---|
| 参考事項 | <ul style="list-style-type: none"> その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後5年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。 この繰越しをするには、損失が生じた年分以後連續して確定申告書を提出する必要があります。 災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります（注4）。 災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出（資産が受けた損害部分を除きます。）、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から3年以内に支出したものが対象となります。 | <ul style="list-style-type: none"> 原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。 |

(注) 4 e-Taxを利用して確定申告書を提出する場合において、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます（原則として法定申告期限から5年間、その入力内容の確認のため、税務署等からこれらの書類の提出又は提示を求める場合があります。）。

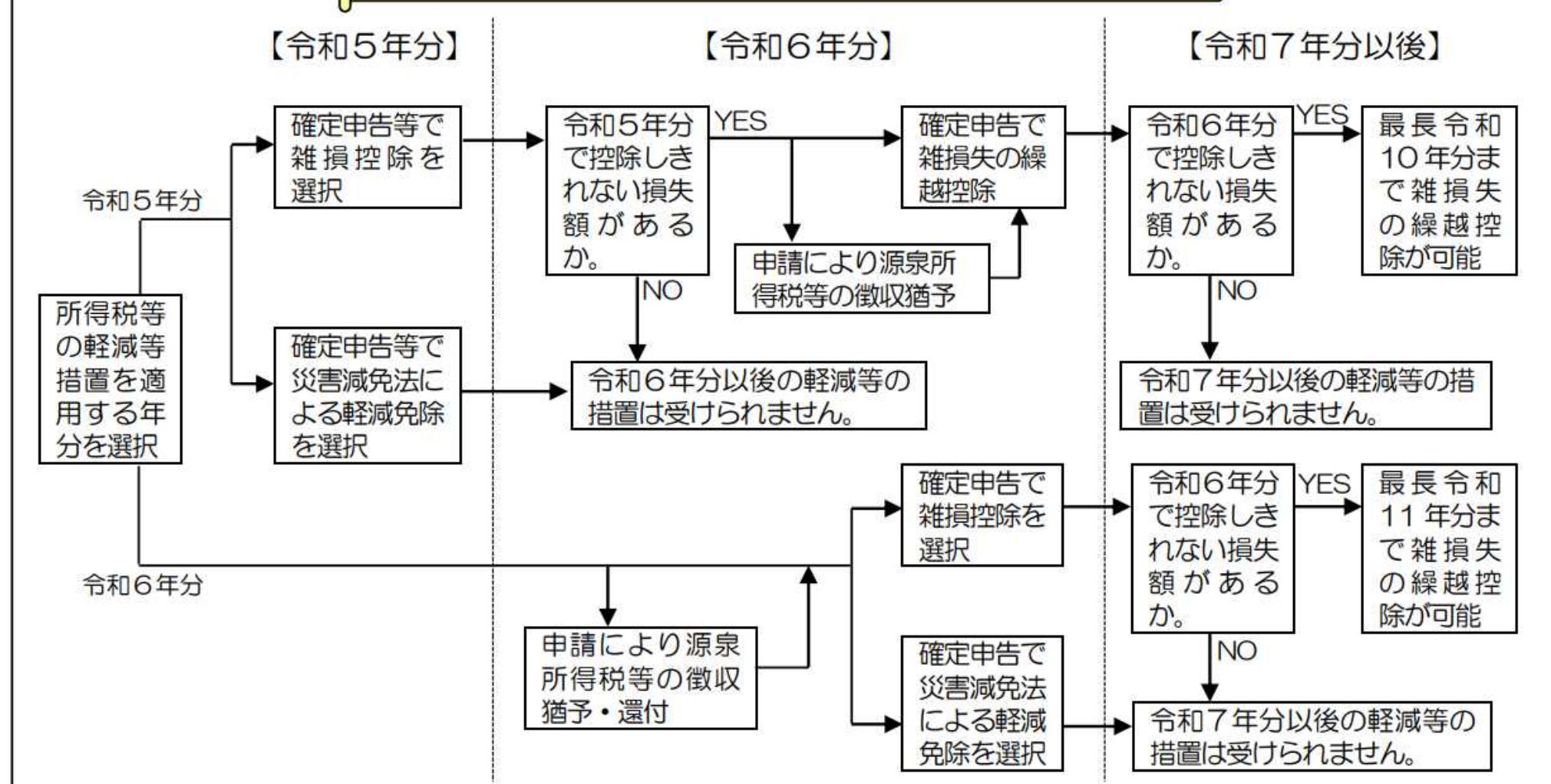
雑損控除の計算において、住宅や家財、車両について個々に損失額を計算することが困難な場合には、「損失額の合理的な計算方法」（14ページ～）により計算することができます。

お手続きの方法

| 所得税等を軽減免除する年分 | 令和5年分の確定申告の有無 | お手続き | ご用意いただく書類など |
|---------------|---------------|-----------------|---|
| 令和5年分 | 確定申告を済ませない | 令和5年分の確定申告 | ①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用などの分かるもの ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額が分かるもの ④市区町村から交付された「り災証明書」 ⑤令和5年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書等） |
| | 確定申告を済ませる | 令和5年分の更正の請求（注1） | 上記①から④までの書類のほか、 令和5年分の確定申告書の控え（e-Taxメッセージボックスの受信通知からダウンロードしたPDFファイル等） |
| 令和6年分 | 令和6年分の確定申告 | | 上記①から④までの書類のほか、 令和6年分の所得金額や所得控除額の分かる書類（源泉徴収票や社会保険料控除証明書等） |

- (注) 1 令和5年分の確定申告を済ませている方であっても、申告期限内であれば、追加のお手続きなく改めて申告書の提出が可能です。
- 2 被災されて上記の書類などをお持ちでない方は税務署にご相談ください。
- 3 上記のお手続きには、それぞれ期限があります。

ご参考（所得税の軽減等措置の適用関係）



3. 源泉所得税等の徴収猶予・還付

能登半島地震により住宅や家財などに損害を受けた方で、雑損控除（4ページの「2. 所得税等の軽減又は免除」をご参照ください。）の適用を受けようとする方又は住宅や家財の損害の割合が50%以上であり令和6年分の所得金額が1,000万円以下になると見込まれる方は、申請に基づき、令和6年中に支払を受ける給与等・公的年金等・報酬料金について、源泉所得税等の徴収猶予や既に徴収された源泉所得税等の還付を受けることができます。

ただし、能登半島地震による損害につき、令和5年分の雑損控除の適用を受けた方で繰り越される雑損失がない方又は令和5年分の災害減免法による所得税等の軽減免除の適用を受けた方は、源泉所得税等の徴収猶予や還付は受けられません。

（注） 源泉所得税等の徴収猶予や還付を受けた方は、年末調整の対象とならないため、確定申告で雑損控除や災害減免法による所得税等の軽減免除の適用を受けることにより精算することになります。

4. 住宅借入金等特別控除等の特例

1 適用期間の特例

能登半島地震によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなった住宅用家屋（以下「従前家屋」といいます。）については、居住の用に供することができなくなった年以後の残りの適用年においても、引き続き、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

適用期間の特例を受けるためのお手続きは、通常の確定申告又は年末調整と同じです。

新たに取得等をした住宅用家屋について住宅借入金等特別控除等の適用を受ける^(注)など一定の場合には、適用期間の特例の適用を受けることはできません。

(注) 以下「2 重複適用の特例」の適用を受けることができる被災者生活再建支援法の対象となる再建支援法適用者は除きます。

2 重複適用の特例

被災者生活再建支援法が適用された市区町村^(注)の区域内に所在する住宅用家屋を、その災害により居住の用に供することができなくなった場合には、その従前家屋に係る（特定増改築等）住宅借入金等特別控除と、新たに住宅用家屋の再取得等をした場合の住宅借入金等特別控除又は認定住宅等新築等特別税額控除を、重複して適用することができます。

重複適用の特例を受けるためには、従前家屋及び新たに再取得等をした住宅用家屋について、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受けるために必要な書類のほか、被災の事実等を明らかにする次の書類を確定申告書に添付する必要があります。

- ・ 従前家屋の被害の状況等を証する書類（り災証明書）（写し可）
- ・ 従前家屋の登記事項証明書（滅失した住宅については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書）（原本）

(注) 石川県内全域、富山県内全域、新潟県新潟市が対象となります。（令和6年2月2日現在）

5. 財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税

能登半島地震で一定の被害を受けたことなどにより、勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄の払出しを受ける方は、住宅の取得等以外の目的で払い出す場合であっても、払出しの際、税務署に申請し発行を受けた書類を金融機関に提出することで、これらの貯蓄の利子等については課税されません。

6. 予定納税額の減額

所轄税務署から予定納税額を通知された方で、能登半島地震により住宅や家財などに損害を受け、令和6年6月30日時点の所得税額と税額を見積もり、申告納税見積額が、予定納税額の通知書に記載された予定納税基準額に満たないと見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。予定納税額の減額を申請する方は、「**予定納税額の減額申請書**」を所轄税務署に提出してください。

なお、この申請書の提出期限についても、期限延長の対象となります（3ページの「1. 申告・納付等の期限延長」をご参照ください。）。

7. 納税の猶予

能登半島地震により財産に相当な損失を受けた方や国税を一時に納付することが困難な方については、税務署に「**納税の猶予申請書**」を提出し、その承認を受けることにより、次の期間について**納税の猶予**を受けることができます。

1 損失を受けた日に納期限が到来していない国税

| 猶予の対象となる国税 | 猶予期間 |
|----------------------|----------|
| 損失を受けた日以後1年内に納付すべき国税 | 納期限から1年内 |

(注) 1 災害がやんだ日から2か月以内に申請する必要があります。

2 この猶予を受けても、なお納付することが困難と認められる国税については、以下2の猶予を受けることができます。

2 既に納期限の到来している国税

| 猶予の対象となる国税 | 猶予期間 |
|----------------------|----------|
| 一時に納付することが困難と認められる国税 | 原則として1年内 |

(注) 1 上記猶予期間中に納付することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、さらに原則として1年内の期間に限り、申請により猶予期間の延長を受けることができます。

2 上記のほか、国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある等の一定の事由がある場合には、原則として1年内の期間に限り換価の猶予を受けることができます。

○ 個人事業者の所得税関係

1. 被災事業用資産の損失に係る取扱い

令和6年分において、事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について能登半島地震により生じた損失（以下「事業用資産の災害損失」といいます。）については、選択により、その損失額を令和5年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。

この場合において、令和4年分から青色申告をしている方は、令和5年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の災害損失も含めて、令和4年分の所得に繰り戻して所得税等の還付請求をすることができます。

2. 純損失の繰越控除

事業用資産の災害損失を有する方に生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものについては、5年間繰り越すことができます。

① 保有する事業用資産等に占める事業用資産の災害損失額の割合が10分の1以上である方

イ 青色申告の場合

- ・ 令和6年分の純損失の金額
- ・ 令和6年分以外に生じた事業用資産の災害損失による純損失の金額

□ 白色申告の場合

- ・ 令和6年分の被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額
- ・ 令和6年分以外に生じた事業用資産の災害損失による純損失の金額

② 上記①以外の方

事業用資産の災害損失による純損失の金額

3. 被災代替資産等の特別償却

令和6年1月1日から令和11年1月1日までの間に、

① 能登半島地震により事業の用に供することができなくなった建物、構築物、機械装置に代わるこれらの資産の取得等をして事業の用に供した場合

② 建物、構築物、機械装置の取得等をして被災区域内においてその事業の用に供した場合

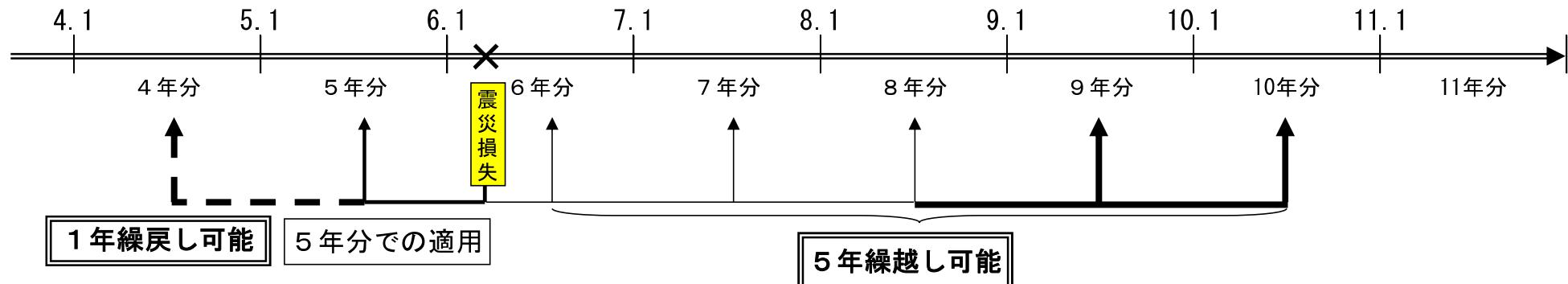
には、これらの減価償却資産の取得価額にその取得の時期等に応じた一定の償却割合を乗じた金額の特別償却ができます。

（注） 被災区域とは、能登半島地震により事業の用に供することができなくなった建物等の敷地等の区域をいいます。

能登半島震災による事業用資産の損失の繰越控除・繰戻しの適用（イメージ）

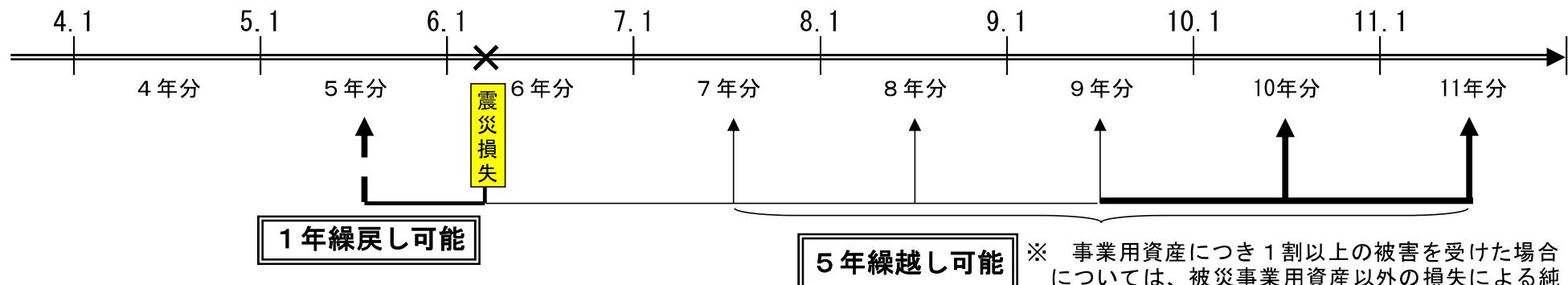
青色申告者の場合

【能登税特法第4条を適用する場合の令和5年分震災損失】

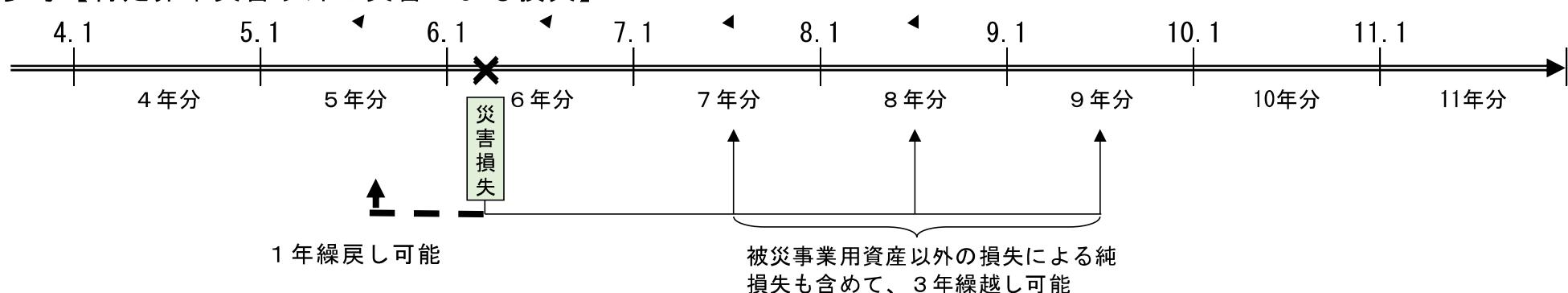


※ この場合、5年分での適用を選択した震災損失については、令和6年において生じなかったものとみなす。
なお、事業用資産につき1割以上の被害を受けた場合の令和6年分の純損失の金額については、5年（令和11年分まで）繰越し可能。

【能登税特法第4条を適用しない場合の令和6年分震災損失】

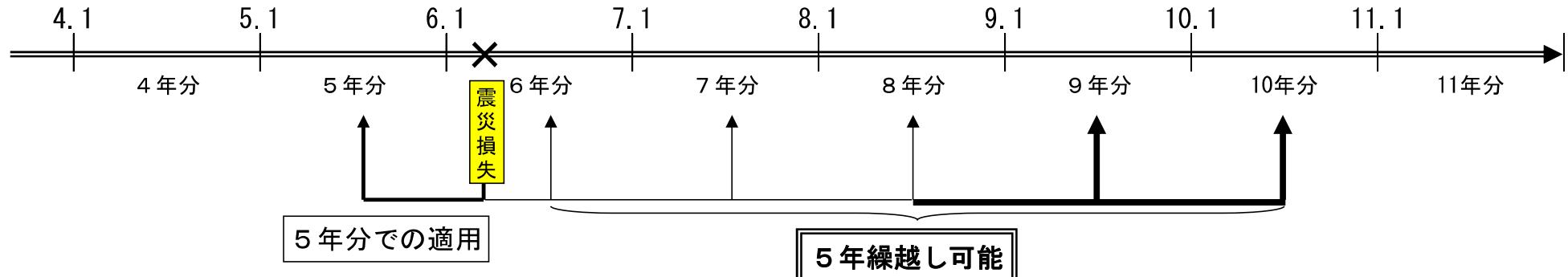


※参考 【特定非常災害以外の災害による損失】



白色申告者の場合

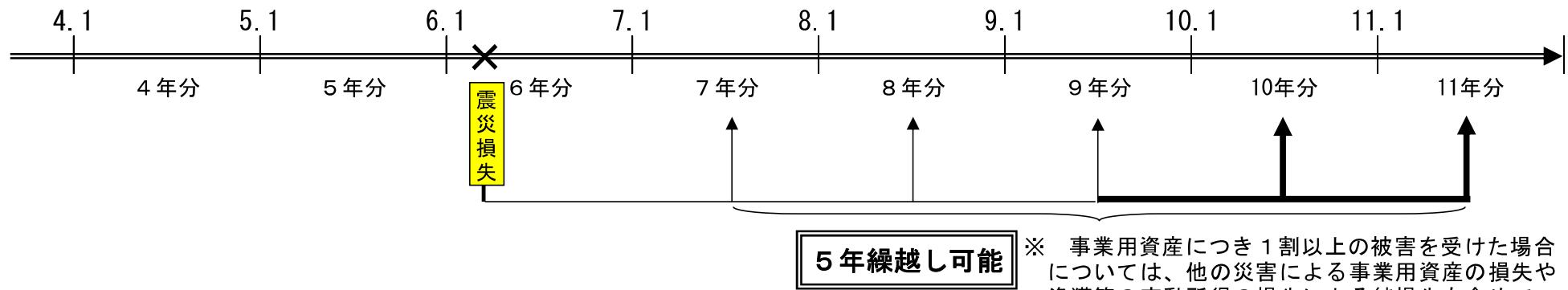
【能登税特法第4条を適用する場合の令和5年分震災損失】



※ この場合、5年分での適用を選択した震災損失については、令和6年において生じなかったものとみなす。

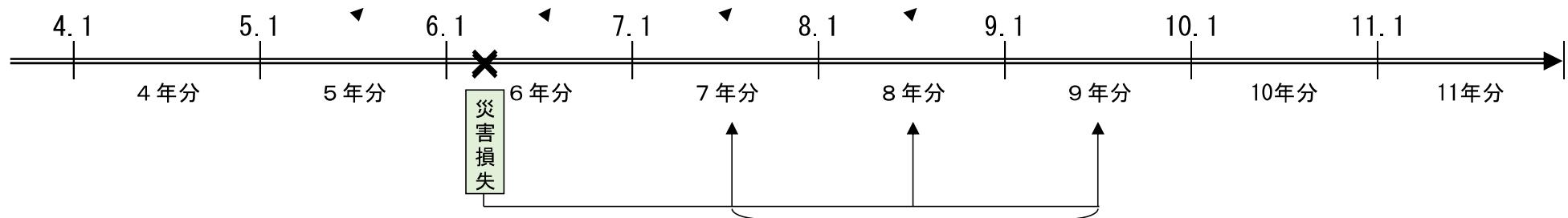
なお、事業用資産につき1割以上の被害を受けた場合の令和6年分の純損失の金額のうち災害（特定非常災害以外の他の災害も含む。）による事業用資産の損失や漁獲等の変動所得の損失による部分については、5年（令和11年分まで）繰越し可能。

【能登税特法第4条を適用しない場合の令和6年分震災損失】



※ 事業用資産につき1割以上の被害を受けた場合について、他の災害による事業用資産の損失や漁獲等の変動所得の損失による純損失も含めて、5年繰越し可能。

※参考 【特定非常災害以外の災害による損失】



被災事業用資産の損失及び漁獲等の変動所得の損失による純損失について、3年繰越し可能

雑損控除における 「損失額の合理的な計算方法」について

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ (雑損控除における「損失額の合理的な計算方法」)

雑損控除の適用において、令和6年能登半島地震により被害を受けた住宅や家財、車両の損失額は、その損失の生じた時の直前におけるその資産の価額を基として計算することとされていますが、①住宅の主要構造部に損壊がある場合で、かつ、②損害を受けた資産について個々に損失額を計算することが困難な場合には、次の方法により計算して差し支えありません。

1. 住宅に対する損失額の計算

① 取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額(注1、2)} = (\text{住宅の取得価額} - \text{減価償却費(注3)}) \times \text{被害割合(注4)}$$

- (注) 1 保険金、共済金、損害賠償金などで補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引いた後の金額が損失額となります。ただし、被災者生活再建支援法に基づくものは除きます（以下同じです。）。
- 2 損失額には、損害を受けた住宅等の原状回復費用（修繕費）が含まれます（以下同じです。）。
- 3 減価償却費の計算は、次のとおりです（以下同じです。）。

$$\text{減価償却費} = \text{住宅の取得価額} \times 0.9 \times \text{償却率} \times \text{経過年数} \quad (\text{※1年未満の端数は、6月以上は1年、6月未満は切り捨てます。})$$

償却率は裏面の参考「住宅・自動車の償却率（旧定額法）」をご覧ください。

4 被害割合については、被害状況に応じて、18ページの別表3「被害割合表」により求めた被害割合とします（以下同じです。）。

② 取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = [(1\text{m}^2\text{当たりの工事費用} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費}] \times \text{被害割合}$$

- (注) 令和5年分の1m²当たりの工事費用は、17ページの別表1「地域別・構造別の工事費用表（1m²当たり、単位：千円）」をご覧ください。なお、令和6年分用が公開されるまでの間、令和5年分用を用いて計算して差し支えありません。

2. 家財に対する損失額の計算（生活に通常必要な動産で、車両を除きます。）

① 取得価額が明らかな場合

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

② 取得価額が明らかでない場合

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家財評価額} \times \text{被害割合}$$

（注） 家族構成別家庭用財産評価額は、17ページの別表2「家族構成別家財評価額」をご覧ください。

3. 車両に対する損失額の計算

$$\text{損失額} = (\text{取得価額} - \text{減価償却費}) \times \text{被害割合}$$

（注） 車両については、生活に通常必要な資産と認められる場合に、雑損控除の対象となります。

なお、生活に通常必要であるかどうかについては、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族が、専ら通勤に使用しているなど、車両の保有目的、使用状況等を総合勘案して判断することになります。

別表1

地域別・構造別の工事費用表（1m²当たり、単位：千円）

| | 木造 | 鉄骨鉄筋 コンクリート造 | 鉄筋 コンクリート造 | 鉄骨造 |
|----------|-----|-----------------|---------------|-----|
| 全国平均（注1） | 177 | 265 | 278 | 272 |
| 石川 | 189 | 291 | 326 | 290 |
| 富山 | 190 | 265 | 332 | 272 |
| 福井 | 187 | 385 | 368 | 276 |
| 新潟 | 193 | 265 | 278 | 354 |

- (注) 1. 該当する都道府県の工事費用が全国平均を下回る場合は、全国平均の工事費用を用いています。
 2. この他の都道府県については、『災害により被害を受けられた方へ（所得税及び復興特別所得税関係）』をご参照ください。
 3. 令和6年分用については、別途国税庁ホームページ等でお知らせします。

別表2

家族構成別家財評価額

| 世帯主の年齢 | 夫 婦 | 独 身 |
|---------|-------|-----|
| 歳 | 万円 | 万円 |
| ～ 29 | 500 | 300 |
| 30 ～ 39 | 800 | |
| 40 ～ 49 | 1,100 | |
| 50 ～ | 1,150 | |

(注) 大人（年齢18歳以上）1名につき130万円を、子供（年齢18歳未満）1名につき80万円を加算します。

別表3 被害割合表

| 区分 | 被 告 区 分 | 被 告 割 合 | | 摘要 | 要 |
|--------|------------------------------|--|----------------------------|--|---|
| | | 住 宅 | 家 財 | | |
| 損 壊 | 全壊・流出・埋没・倒壊 (倒壊に準ずるものを含む) | 100 | 100 | 被害住宅の残存部分に補修を加えても、再び住宅として使用できない場合をいいます。 | |
| | 半 壊 | 50 | 50 | 住宅の主要構造部の被害額がその住宅の時価の50%以上であるか、損失部分の床面積がその住宅の総床面積の70%以上である場合をいいます。 | |
| 浸 水 | 一 部 破 損 | 5 | 5 | 住宅の主要構造部の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた場合をいいます。 | |
| | 床 上 1.5m以上 | 平 屋 80 (65) 二階建以上 55 (40) | 100 (100) 85 (70) | ・海水や土砂を伴う場合には上段の割合を使用し、それ以外の場合には、下段のかっこ書の割合を使用します。 なお、長期浸水（24時間以上）の場合には、各割合に15%を加算した割合を使用します。 | |
| 浸 水 | 床 上 1 m以上 1.5m未満 | 平 屋 75 (60) 二階建以上 50 (35) | 100 (100) 85 (70) | ・床上とは、床板以上をいい、二階のみ借りている場合は、「床上」を「二階床上」と読み替え平屋の割合を使用します。 | |
| | 床 上 50cm以上 1 m未満 | 平 屋 60 (45) 二階建以上 45 (30) | 90 (75) 70 (55) | ・二階建以上とは、同一人が一階、二階以上とも使用している場合をいいます。 | |
| 浸 水 | 床 上 50cm未満 | 平 屋 40 (25) 二階建以上 35 (20) | 55 (40) 40 (25) | | |
| | 床 下 | 15 (0) | — | | |

(注) 車両に係る被害割合については、上記を参考に、例えば、津波による流出で「補修を加えても再び使用できない場合」には被害割合100%とするなど、個々の被害の状況を踏まえ適用します。

(能登半島震災の被災者に係る税制上の特例措置)

令和6年能登半島地震災害（以下「能登半島震災」といいます。）の被災者等の負担の軽減を図る等のため、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の特例を定めた「令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律（令和6年法律第1号）」が令和6年2月21日に公布・施行されました（能登税特法1、2）。

（注）「令和6年能登半島地震災害」とは、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による災害をいいます（能登税特法2①）。

この能登税特法及び所得税法等の規定に基づき、所得税関係では次の特例が適用されます（※）。

（※）能登半島震災は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定されています（以下、同項の規定により指定された特定非常災害を単に「特定非常災害」といいます。）ので、特定非常災害に係る所得税法及び租税特別措置法の特例規定の適用があります。

（1）雑損控除の特例

イ 概要

住宅や家財などについて能登半島震災により生じた損失の金額について、納税者の選択により、令和5年において生じた損失の金額として、令和5年分の所得税において雑損控除の規定を適用することができることとされました（能登税特法3、所法72）。

（注1）損失の金額には、能登半島震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。また、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額は差し引きます。

（注2）この特例により令和5年分の所得税において適用を受けた雑損控除に係る損失の金額は、令和6年分の所得税については、令和6年において生じなかったものとみなされます。

□ 手続

この特例の適用を受ける場合には、令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨の記載をしなければなりません。

また、この法律の施行の日（以下「施行日」といいます。）前に令和5年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から5年間、この特例の適用を受けるための更正の請求をすることができます（能登税特法附則2）。

(2) 雜損失の繰越控除の特例

能登半島震災は、令和5年4月1日以後に発生した特定非常災害に該当するため、能登半島震災による雑損失の金額については、繰越控除の期間が5年間（通常：3年間）とされます（所法71、71の2）。

(3) 災害減免法による所得税の減免の特例

イ 概要

住宅又は家財について能登半島震災により甚大な被害を受けた方で、上記（1）の雑損控除の特例の適用を受けない場合には、その方の選択により、その被害を令和5年において受けたものとして、災害減免法の規定による税金の軽減免除の規定を適用することができます（能登税特法7、災免法2）。

（注）この特例により、令和5年分の所得税において災害減免法の適用を受けたときは、令和6年分の所得税については、令和6年において能登半島震災による被害を受けなかったものとみなされます。

□ 手続

この特例の適用を受ける場合には、令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨、被害の状況及び損害金額を記載しなければなりません（能登税特令9）。

また、施行日前に令和5年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から5年間、この特例の適用を受けるための更正の請求をすることができます（能登税特法附則2）。

(4) 被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例等

イ 棚卸資産について能登半島震災により生じた損失の金額（以下「棚卸資産震災損失額」といいます。）について、納税者の選択により、令和5年において生じたものとして、令和5年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入できることとされました（能登税特法4①）（注1・2）。

□ 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産について、能登半島震災により生じた損失の金額（以下「固定資産震災損失額」といいます。）については、納税者の選択により、令和5年分において生じたものとして、令和5年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました（能登税特法4②、所法51①）（注2・3）。

ハ 山林について能登半島震災により生じた損失の金額（以下「山林震災損失額」といいます。）について、納税者の選択により、令和5年分において生じたものとして、令和5年分の事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました（能登税特法4③、所法51③）（注2・3）。

二 不動産所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供され、又はこれらの所得の基となる資産について能登半島震災により生じた損失の金額（以下「業務用資産震災損失額」といいます。）について、納税者の選択により、令和5年分において生じたものとして、令和5年分の不動産所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入することとされました（能登税特法4④、所法51④）（注2・3）。

ホ 手続

上記イからニまでの特例の適用を受ける場合には、令和5年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、この特例の適用を受ける旨及びこれらの規定により必要経費に算入される金額を記載しなければなりません（注4）。

（注1）棚卸資産震災損失額には、能登半島震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。

また、棚卸資産震災損失額のうち保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額は令和5年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入することとされました（能登税特令4②）。

（注2）この特例により令和5年分の必要経費に算入した棚卸資産震災損失額、固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額は、令和6年分の所得税については、令和6年において生じなかったものとみなされます。

（注3）固定資産震災損失額、山林震災損失額及び業務用資産震災損失額には、能登半島震災に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。

また、これらの損失額について、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引きます。

（注4）施行日前に令和5年分の所得税につき確定申告書を提出した方は、施行日から5年間、この特例の適用を受けるため更正の請求をすることができます（能登税特法附則2）。

(5) 純損失の繰戻し還付の特例

青色申告者が、能登半島震災により生じた損失の金額を、被災事業用資産の必要経費算入に関する特例（上記(4)イからハまで）を適用して、令和5年分の事業所得の金額等の計算上必要経費に算入した場合に、令和5年において純損失の金額が生じたときは、被災事業用資産の損失も含めて、令和4年分の所得への繰戻し還付ができます（能登税特法4、所法140、142）。

この特例の適用を受ける場合には、被災事業用資産の必要経費算入に関する特例の適用を受けるための確定申告書、修正申告書又は更正請求書の提出と同時に、繰戻し還付請求書を提出しなければなりません（能登税特令6）。

(6) 純損失の繰越控除の特例

能登半島震災は、令和5年4月1日以後に発生した特定非常災害に該当するため、下記のとおり、純損失の繰越控除の特例（所法70の2）の適用があります。

イ 事業資産特定災害損失額又は不動産等特定災害損失額を有する方の特定非常災害発生年（令和6年）において生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものの繰越期間が5年間（通常：3年間）とされます（所法70、70の2）（注1）。

① その有する事業用資産等（土地等を除きます。）のうちに、事業資産特定災害損失額又は不動産等特定災害損失額の占める割合が10%以上である方…次に掲げる純損失の金額

i 青色申告者…特定非常災害発生年分（能登半島震災の場合には、令和6年分）の純損失の金額（以下「特定非常災害発生年純損失金額」といいます。）

ii 白色申告者…特定非常災害発生年分（能登半島震災の場合には、令和6年分）の純損失の金額のうち、次の金額の合計額に達するまでの金額（以下「特定非常災害発生年特定純損失金額」といいます。）

(a) 変動所得の計算上生じた損失の金額

(b) 被災事業用資産の損失の金額

② ①以外の方…被災純損失金額（注2）

（注1）「事業資産特定災害損失額」とは、その方の棚卸資産特定災害損失額及び事業所得を生ずべき事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額の合計額をいい、「不動産等特定災害損失額」とは、その者の不動産所得又は山林所得の事業の用に供される事業用固定資産の特定非常災害による損失の金額の合計額をいいます（所法70の2④二、四）。

事業用資産特定災害損失額及び不動産等特定災害損失額には、特定非常災害に関連して支出したやむを得ない支出を含みます。

また、これらの損失額について、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる金額がある場合には、その金額を差し引きます。

（注2）「被災純損失金額」とは、その年において生じた純損失の金額のうち、被災事業用資産特定災害損失合計額に達するまでの金額をいいます（所法70の2④一）。

被災事業用資産特定災害損失合計額とは、棚卸資産特定災害損失額、固定資産特定災害損失額及び山林特定災害損失額の合計額（上記① ii (a) の損失の金額に該当するものを除きます。）をいいます。

□ 特定非常災害発生年以外の年において次のような場合に生じる被災純損失金額について、繰越期間が5年間とされます。

① (4)イからハまでの特例を適用して令和5年において能登半島震災による損失の金額が生じたものとした場合に、令和5年において生じた被災純損失金額

② 特定非常災害発生年以外の年において特定非常災害に関連したやむを得ない支出をした場合に生じた損失の金額により、その年において生じた被災純損失金額